

総務省令第三十五号

地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号）の一部の施行及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第八号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

総務大臣 武田 良太

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、「市町村長は、」の下に「法第三百二十一条の四第一項又は第五項の規定により指定した」を加え、「特別徴収義務者用通知書」を「前項の表の（四）の上欄に掲げる通知書」に、「法第三百二十一条の四第七項」を「同条第七項」に改め、「又は前項」を削り、「による」の下に「法第三百二十一条の四第一項に規定する」を、「通知事項」の下に「（法第三百二十一条の六第一項の規定に該当する場合には、特別徴収税額を変更した旨）」を加え、同項を同条第二項

とし、同条中第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同条第七項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第六項の規定は」を「第五項の規定は」に、「第六項中」を「第五項中」に改め、同項を同条第七項とする。

第二条の二第九項中「前条第四項」を「前条第三項」に改める。

第二条の三第二項第八号中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢十六歳未満の者に限る」に改める。

第二条の三の二第三項中「控除対象扶養親族以外」を「年齢十六歳未満」に改める。

第二条の三の三第一項第二号中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢十六歳未満の者に限る」に改める。

第二条の三の五第三項中「控除対象扶養親族以外」を「年齢十六歳未満」に改める。

第二条の三の六第一項第二号中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢十六歳未満の者に限る」に改める。

第九条の二十二の見出しを「（法第三百二十一条の四第七項、第八項、第九項及び第十一项に規定する総務省令で定める方法）」に改め、同条第一項中「この条」を「この項及び第五項」に改め、「定める基準」

の下に「（第三項において「特別徴収税額通知安全性基準」という。）」を加え、「同項」を「法第三百二十一条の四第七項」に、「特別徴収義務者」を「特定特別徴収義務者」に改め、「次項において同じ。」を

削り、「通知情報」を「通知事項（法第三百二十一条の四第一項に規定する通知事項をいう。第四項第一号において同じ。）に係る情報（以下この条において「通知情報」という。）」に改め、同条第二項中「この条」を「この項、次項」に改め、「電子証明書をいう。」の下に「次項及び」を加え、同条第三項中「第三百二十一条の四第九項」を「第三百二十一条の四第十一項」に改め、「受信者ファイル」の下に「（専ら法第三百二十一条の四第七項又は第八項に規定する特定特別徴収義務者（以下この項において「特定特別徴収義務者」という。）の使用の用に供せられるファイルをいう。）」を加え、「法第三百二十一条の四第七項に規定する特別徴収義務者」を「特定特別徴収義務者」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 法第三百二十一条の四第八項（法第三百二十一条の六第二項において準用する場合を含む。以下この項及び第五項において同じ。）に規定する総務省令で定める方法は、市町村長が、特別徴収税額通知安全性基準に従い、機構の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイル（専ら法第三百二十一条の四第八項に規定する特定特別徴収義務者（次項において「特定特別徴収義務者」という。）の使用の用に供せられるファイルをいう。）に通知情報を、当該市町村長の使用に係る電子計算機から入力し、及び機構が、

当該通知情報を加工し、これに電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書を併せてこれを送信して行う方法をいう。

4 法第三百二十一条の四第九項（法第三百二十一条の六第二項において準用する場合を含む。）に規定する総務省令で定める方法は、次の各号に掲げるいずれかの方法をいう。

一 特定特別徴収義務者が、当該通知事項の提供を受けるべき納税義務者に係る通知事項を印刷したものを交付して行う方法

二 特定特別徴収義務者が、当該通知情報の提供を受けるべき納税義務者に係る通知情報を記録した電磁的記録媒体（法第七百六十二条第一号ロに規定する電磁的記録媒体をいう。）を交付して行う方法

第二十四条の三十九第一項第十号中「第三百二十一条の四第五項」の下に「、第七項及び第八項」を加える。

附則第三十条を削り、附則第三十一条を附則第三十条とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和六年一月一日から施行する。ただし、附則第三十条を削り、附則第三十一条を附則第三十条とする改正規定は、令和五年四月一日から施行する。

(道府県民税及び市町村民税に関する経過措置)

第二条 令和五年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税についてのこの省令による改正前の地方税法施行規則第二条第二項の規定による同項に規定する通知事項の提供については、なお従前の例による。

2 この省令による改正後の地方税法施行規則(以下「新規則」という。)第二条の三第二項(第八号に係る部分に限る。)の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る地方税法(以下「法」という。)第四十五条の二第一項及び第三百十七条の二第一項に規定する申告書を提出する場合(法第四十五条の三第一項及び第三百十七条の三第一項の規定により提出されたものとみなされる場合に限る。以下この項において同じ。)について適用し、令和五年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税に係る法第四十五条の二第一項及び第三百十七条の二第一項に規定する申告書を提出した場合については、なお従前の例による。

3 新規則第二条の三の二第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第二条の三の三第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和六年一月一日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第一項に規定する給与等（以下この項において「給与等」という。）について法第四十五条の三の二第一項及び第三百七条の三の二第一項に規定する申告書又は法第四十五条の三の二第二項及び第三百七条の三の二第二項に規定する申告書（以下この項において「給与所得者の扶養親族申告書等」という。）を提出する場合について適用し、同日前に支払を受けるべき給与等について給与所得者の扶養親族申告書等を提出した場合には、なお従前の例による。

4 新規則第二条の三の五第三項及び第二条の三の六第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和六年一月一日以後に支払を受けるべき所得税法第二百三条の六第一項に規定する公的年金等（同法第二百三条の七の規定の適用を受ける場合を除く。以下この項において「公的年金等」という。）について法第四十五条の三の三第一項及び第三百七条の三の三第一項に規定する申告書を提出する場合について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等についてこれらの規定に規定する申告書を提出した場合には、なお従前の例による。

